

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県 〔定価二部二書月三書田(送料を含む)〕

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

- 目次
- ◇条 例 鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 - ◇規 則 鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
 - ◇選挙規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

条 例

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年九月三十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号 鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例(昭和四十一年六月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中

昭和四十一年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで

昭和四十一年十一月十四日から昭和六十五年十一月二十三日まで

規 則

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年九月三十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十九号 鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の一部を改正する規則。

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則(昭和四十年十月鳥取県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表中普通券の型式を次のように改める。

この規則による改正後の鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の規定により調製したものとみなす。

選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治
公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「選挙人名簿の調製は」を「選挙人名簿(カード式の名簿を除く。以下本項中において同じ。)の調製は」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、選挙人名簿の抄本(カード式の抄本を除く。)の調製について準用する。この場合において、同項第一号中「表紙をつけて仮にとし、確定したときはこれを袋とじとなし」とあるのは「表紙をつけて袋とじとし」と、同項第二号中「確定した選挙人名簿」とあるのは「選挙人名簿の抄本」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第二十三条第一項(第二十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による選挙人名簿に登録すべき者又は選挙人名簿から抹消すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面(以下「縦覧に供する書面」という。)の作成について準用する。この場合において、同項第一号中「表紙をつけて仮にとし、確定したとき

はこれを袋とじとなし」とあるのは「表紙をつけて袋とじとし」と、同項第二号中「確定した選挙人名簿」とあるのは「縦覧に供する書面」と読み替えるものとする。

第五条の次に次の一条を加える。
(登録の決定をしなかつたとき等の通知)

第五条の二 公職選挙法施行令(以下「令」という。)第十八条第四項の規定による通知は、別記第一号様式に準じてしなければならない。

第六条中「法第二十三条第二項」を「法第二十四条第二項」に、「別記第一号様式」を「別記第一号様式の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録及び抹消等の延期)
第六条の二 令第十八条の四の規定による通知は、同条の規定によつて市町村の委員会が行なう告示の写しを添えてしなければならない。

第七条中「公職選挙法施行令(以下「令」という。)」を「令」に改める。

第二十五条第一項中「当該選挙人名簿」を「その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式

その1(縦覧の書面を指す場合)

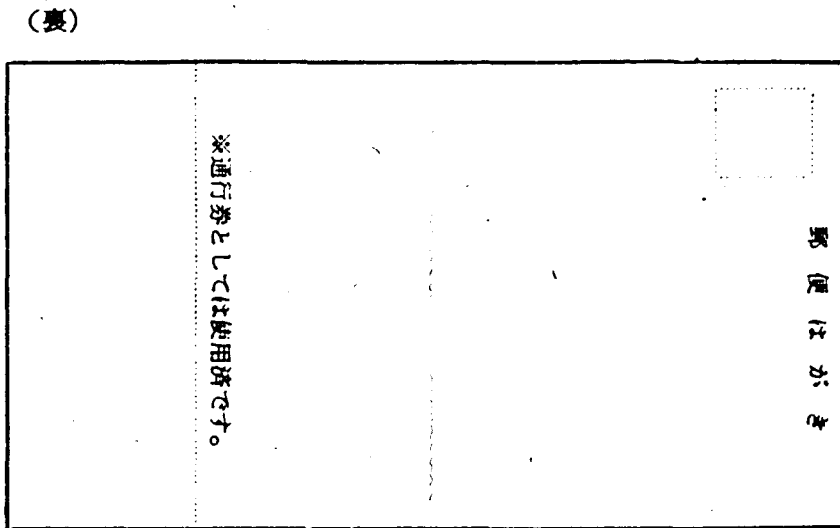
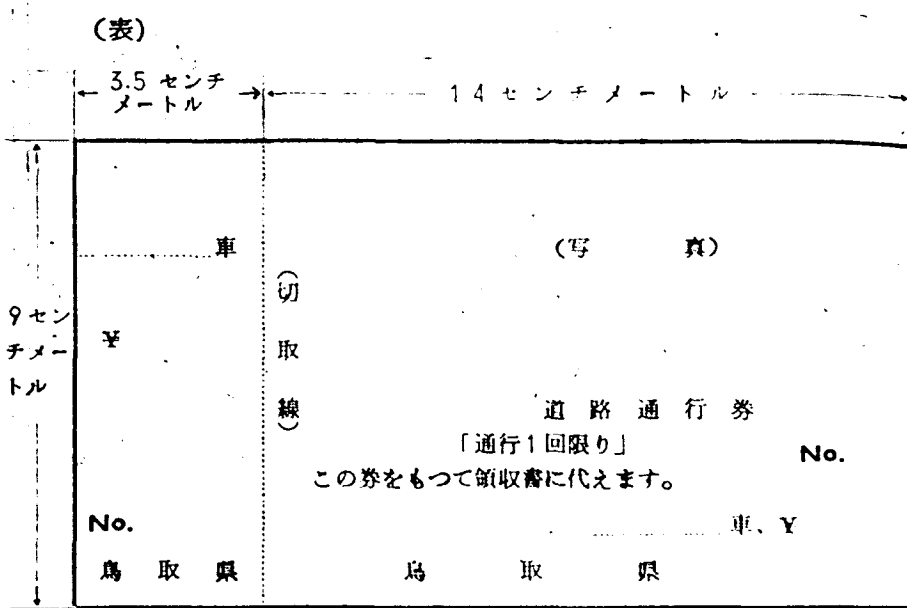
画 紙 題

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会 印

別表の回数券の型式中「外三種並置磁器回券」を「赤系回数券」に改める。
附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前にこの規則による改正前の鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の規定により調製した普通券は、郵便規則の一部を改正する省令(昭和四十一年郵政省令第六号)附則第六項に規定する日までは、



注 1 車種別による通行券の刷色は、次のとおりとする。

- 普通乗用自動車 ———— 桃色
- 普通貨物自動車 ———— 茶色
- 小型乗用自動車 } ———— 緑色又は天然色
- 小型貨物自動車 }
- 乗合型自動車(路線) ———— 黒色
- 乗合型自動車(その他) } ———— 灰色又は天然色
- 大型特殊自動車 }
- 軽自動車、小型二輪自動車 } ———— 青色
- 車、小型特殊自動車、原 } 動機付自転車、軽車両 }

2 No.は、赤刷とする。

選挙人名簿の登録の決定をしなかつたことについて (通知)
 あなたは、何年何月何日選挙人名簿の登録の申出をされましたが、次の理由により登録の決定をしなかつたので通知します。

理由 (詳述するものとする。)

その2 (登録の決定を取消した場合) 年 月 日

何 某 殿

何委員会委員長 氏 名 印

選挙人名簿の登録の決定を取消したことについて (通知)
 あなたは、何年何月何日選挙人名簿の登録の申出をされましたが、次の理由により登録の決定を取消したので通知します。

理由 (詳述するものとする。)

その1 (永久選挙人名簿の場合)

何 某 殿

何委員会委員長 氏 名 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定通知書
 何年何月何日何某から選挙人名簿に登録すべき者の決定 (選挙人名簿か

ら抹消すべき者の決定) に関しなされた異議の申出については、次のとおり決定しましたから通知します。

住所 氏 名 生年月日

上記の者は、何々 (決定理由を詳述するものとする。) により、何年何月何日に選挙人名簿に登録すべき者 (選挙人名簿から抹消すべき者) として決定する。

その2 (その他の選挙人名簿の場合)

年 月 日

何 某 殿 何委員会委員長 氏 名 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定通知書
 何年何月何日何某から何選挙人名簿の修正に関しなされた異議の申出については、次のとおり決定しましたから通知します。

住所 氏 名 生年月日

上記の者は、何々 (決定理由を詳述するものとする。) により、何年何月何日調製の何選挙人名簿に (を) (より) 登録 (訂正) (削除) する。(することはできない。)

第1号選挙区「区」の選挙人名簿の登録の決定を通知する。

第2号選挙区

その1 (永久選挙人名簿の場合)

選挙人名簿登録者数報告書

何委員会

区分	年9月30日現在登録者数				年3月30日(9月30日)現在登録者数				備考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	
男	人	人	人	人	人	人	人	人	
女	人	人	人	人	人	人	人	人	
計									

その2 (その他の選挙人名簿の場合)

選挙人名簿登録者数報告書

何委員会

選挙人名簿の種類	調製年月日	確定年月日	選挙人名簿登録者数内訳		計
			男	女	
			人	人	人

添 附

この添付は、公報の別添付による。